

奨学金の返還に要する費用を補助します！

出産世帯奨学金返還支援補助金について

愛南町は、愛媛県との連携による人口減少対策の取り組みとして、妊娠・出産を望む人がその希望を叶えられ、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、子育て世帯における奨学金の返還に要する経費を補助します。

★対象となる方★

支給対象児童の父および母で、以下の条件を全て満たす方。

- ① 産後 1 年以内の出産世帯であること
※ただし、令和 6 年度中に出生した児童については、出生日において両親ともに 35 歳以下であること
- ② 大学等に進学し、入学時又は在学期間中に奨学金等の貸与を受けた方
- ③ 奨学金等（返済猶予期間に係るものを除く。）を遅滞なく返還していること
- ④ 申請日時点で、児童と同居し、養育していること
- ⑤ 世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ⑥ 申請日時点で、6 ヶ月以上継続して愛南町の住民基本台帳に記録されていること
- ⑦ 生活保護を受けていないこと
- ⑧ 暴力団員でないこと



★補助限度額★

夫婦 1 人あたり 最大 20 万円（1 世帯当たり補助限度額 40 万円）

★補助対象経費★

母子健康手帳の交付を受けた日から **出産後 1 年以内** 返還した **奨学金等** の額

（繰り上げ返済した額を含む）

※ **本人の修学に要した奨学金を本人が返還している場合** のみ対象となります。

※ 他の奨学金返還支援事業で給付を受けている場合は対象外です。

対象となる奨学金等

次のいずれかに該当する奨学金等

1. 独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金
2. 愛媛県奨学資金
3. 母子寡婦福祉資金（貸付理由：修学支度金・修学資金）

★申請に必要なもの★

- ① 振込先が分かる通帳又はキャッシュカード、母子手帳
 - ② 奨学金等の貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
 - ③ 奨学金等を返還したことを証する領収書等（返還した者の氏名、返還年月日、返還額が確認できるものに限る。）の写し
 - ④ 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し
- ◎ その他、支給対象児童並びに当該支給対象児童の父及び母の年齢等について、公簿で確認できない場合は、住民票や戸籍謄本の提出を求める場合があります。

★申請期間★

対象児童の誕生日から起算して1年以内（申請は**期間内に1回**限り）

※必要書類に不備があった場合に備え、申請はお早目にお願いします。

令和7年度申請締め切り:令和8年3月13日(金)

★よくある問合せ★

- 教育ローンの返済は対象になりますか？
⇒教育ローンは、親が債務者となっている場合がほとんどです。**補助対象者本人が、奨学金等の債務者(母子寡婦福祉資金は連帯債務者)**である必要があります。働きながらの修学等で本人が借入をしている場合は対象になる場合があります。ご相談ください。
- 1世帯あたり40万円が上限なので、児童の父が25万円、母が15万円返還した場合40万円申請できますか？
⇒父母それぞれ**単独で20万円が上限**となります。この場合夫婦で35万円が補助対象となります。
- 夫は、単身赴任中で愛南町に住所がありません。申請できますか？
⇒出来ます。**夫婦どちらか一方の住所が愛南町にあれば対象**となります。ただし、町外にいる配偶者の方の年齢が確認できる書類の提出を求める場合があります。
- 他市町から転入してきました。子どもはまだ生後3か月です。申請できますか？
⇒出来ます。ただし申請できるのは、**愛南町に住所を置いて6か月が経過した日**からになります。また、県内他の市町で既に同様の補助金を受け取りされている場合は対象外となります。
- 令和6年度に1人、令和7年度に1人出産した場合、年齢要件さえ満たしていれば2回補助を受けられますか？
⇒要件を満たしていれば、**2人目以降の出産も対象**になります。
- 令和6年10月に出産しました。毎月2万円づつ奨学金を返済しています。令和6年度に10月～3月返済分12万円、令和7年度に4月～7月返済分8万円申請できますか？
⇒出来ません。**申請は1回限り**です。令和7年度7月以降に**まとめて20万円を申請**してください。

※この補助金は、所得税法上「一時所得」として取り扱われます。この他にも同様の補助金を受け取りしている場合、特別控除（最高50万円）を超えた額については申告が必要です。非課税となる場合もありますので、ご不明な点は税務署にお問い合わせください。

【申請を検討される方は必ず事前に相談をお願いします！】

愛南町役場子育て支援課 0895-73-7135

